

第6章 東北農林専門職大学

第1 概要

1 施設・法人概要(令和7年4月1日現在)

①東北農林専門職大学

団体名称	東北農林専門職大学
所在地	新庄市大字角沢 1366
設立年月日	令和6年4月1日
代表者	山形県知事 吉村 美栄子
所管部署	農林水産部農政企画課
資本金・出捐金 (県の割合)	直営のため、該当なし
主な出資者	直営のため、該当なし
設立目的	農林業のリーダーとなる人材の育成、現場の課題解決・関連産業の振興に向けた研究など
主な事業内容	学生への教育の実施
	教員による研究の実施
	農林業者等への研修の実施
情報公開(HP)	https://tpuaf.ac.jp/university/

(施設外観)



(施設マップ)



②東北農林専門職大学附属農林大学校

団体名称	東北農林専門職大学附属農林大学校
所在地	新庄市大字角沢 1366
設立年月日	昭和 58 年4月1日
代表者	山形県知事 吉村 美栄子
所管部署	農林水産部農政企画課
資本金・出捐金 (県の割合)	直営のため、該当なし
主な出資者	直営のため、該当なし
設立目的	農林業を担う優れた人材及び農山村地域において指導的役割を担う者の養成
主な事業内容	学生への教育
情報公開(HP)	https://tpuaf.ac.jp/college/

2 沿革

①東北農林専門職大学

令和4年 10 月	文部科学省へ大学設置認可申請
令和5年9月	文部科学大臣から大学の設置認可
令和6年4月	大学開学

②東北農林専門職大学附属農林大学校

昭和 30 年1月	新庄市松本のデンマーク農法指導農場の跡に山形県立農業試験場経営伝習農場を設立
昭和 53 年4月	山形県立農業大学校に改称
昭和 58 年4月	新しい農業大学校として発足(人事院規則上の学歴「短大2卒」適用、研修部を併設)
平成 19 年4月	専修学校化
平成 21 年4月	農産加工経営学科開設
平成 28 年4月	山形県立農林大学校に改称し、林業経営学科開設
令和6年4月	東北農林専門職大学の開学に伴い、東北農林専門職大学附属農林大学校に名称変更

3 役職員の状況

①東北農林専門職大学

(単位:人)

		R4 年度	R5 年度	R6 年度	
役員数	常勤	開学前		—	
				うち県職員	—
				うち県 OB	—
	非常勤			—	
				うち県職員	—
				うち県 OB	—
職員数	常勤	開学前		56	
				うち県職員	56
				うち県 OB	—
	非常勤			22	
				うち県職員	—
				うち県 OB	3
県職員計				56	
県 OB 計				3	
※評議員				—	

②東北農林専門職大学附属農林大学校

(単位:人)

		R4 年度	R5 年度	R6 年度
役員数	常勤		—	—
		うち県職員	—	—
		うち県 OB	—	—
	非常勤		—	—
		うち県職員	—	—
		うち県 OB	—	—
職員数	常勤		41	41
		うち県職員	41	41
		うち県 OB	—	—
	非常勤		18	18
		うち県職員	—	—
		うち県 OB	3	2
県職員計		41	41	36
県 OB 計		3	2	3
※評議員		—	—	—

4 組織図(令和7年4月1日現在)

①東北農林専門職大学

			R7	備考	
学長			1		
事務局	事務局長		1		
	事務局次長		1		
	総務課	課長		1	次長兼務
		総務主査		1	(兼)庶務係長
		主査		2	
		主事		4	
		技能長		1	
		主任技能員		1	
		副主任技能員		1	
	企画課	研究技能員		4	
		課長		1	補佐級
		企画主査		1	
	教務学生課	主査		2(1)	総務課兼務1
		課長		1	補佐級
		教務学生主査		1	
主査			1		
		主事	2		
事務局小計			24		
学部	農林業経営学部	学部長		1	
		農業経営学科	学科長	1	学部長兼務
			教授	8	
			准教授	7	
		森林業経営学科	講師	3	
			学科長	1	
	教授		3		
			准教授	2	
			講師	3	
学部小計			28		
キャリアサポート・研修センター	キャリアサポート・研修センター	キャリアサポート・研修主幹		1	
		研修専門員		1	
		主任指導員		1	
キャリアサポート・研修センター小計			3		
会計年度任用職員	事務員(総務、教務学生、キャリアサポ)			3	
	秘書			1	
	図書館司書			2	
	保健師			1	
	技能員			3	
	実習指導助手(総務、キャリアサポ)			2	
	林業技術指導アドバイザー			2	
	就農研修アドバイザー			2	
会計年度任用職員小計			16		
合計			72		

注:舎監を除く

②東北農林専門職大学附属農林大学校

配置職	現 員	養 成 部											摘 要		
		総 務 課	養 成 部												
			教 務 学 生 担 当	調 整 担 当	稲 作 経 営 学 科	果 樹 経 営 学 科	野 菜 花 き 経 営 学 科 (野菜コース)	野 菜 花 き 経 営 学 科 (花きコース)	畜 産 経 営 学 科	農 産 加 工 経 営 学 科	林 業 経 営 学 科				
校長	1	1													
副校長	2		2												
総務課長	1	1													専門職大事務局次長が兼務
教授	11			3	1	1	1	1	2			1	1		
専門員	0														
准教授	0														
総務主査	1	1													
主任指導員	8					1	1	1		2	1	2			
主査	2	2												企画課兼務1	
主事	4	4													
技能長	1	1								(1)					
主任技能員	1	1											(1)	(兼)研修	
副主任技能員	1	1				(1)									
研究技能員	4	4					(1)	(1)	(1)		(1)				
小 計	37	1	15	2	3	1	2	2	2	2	2	2	3		
							(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
会計年度任用職員	12		3		6									技能員(農林担当) 3 舎監 6 2 林業技術指導アドバイザー 2 1 実習指導助手 1	
合 計	49	1	18	2	9	1	2	2	2	2	2	3	5		
							(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		

注:括弧書きは、技能員の業務の所属(再掲)

注:事務局及びキャリアサポート・研修センター付の会計年度任用職員を除く

5 県費の受入状況(決算額)

①東北農林専門職大学

(単位:千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
補助金	開学前		—
負担金			—
出資(捐)金			—
受託金			—
借入金			—
減免額			—
その他			200,117

※借入金及び出資金の金額は、各年度末の残高を記載している。

※その他の金額は、運営費のうち一般財源で充当されている金額を記載している。

②東北農林専門職大学附属農林大学校

(単位:千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
補助金	—	—	—
負担金	—	—	—
出資(捐)金	—	—	—
受託金	—	—	—
借入金	—	—	—
減免額	—	—	—
その他	60,581	64,982	26,032

※借入金及び出資金の金額は、各年度末の残高を記載している。

※その他の金額は、運営費のうち一般財源で充当されている金額を記載している。

第2 経営管理全般

1 概要

①在学生の推移(各年5月1日現在)

(単位：人)

区分	学科	定員 (学年)	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
			1学年	2学年	合計	充足率	1学年	2学年	合計	充足率	1学年	2学年	合計	充足率
農林専門 職大学	農業経営 学科										34		34	
	新林業経営 学科										9		9	
	合計	40									43		43	53.8%
農林大学 校(※)	稲作経営 学科		12	9	21		11	11	22		4	11	15	
	果樹経営 学科		14	7	21		11	14	25		11	11	22	
	野菜経営 学科		9	15	24		15	9	24		8	14	22	
	花き経営 学科		3	3	6		2	3	5		3	2	5	
	畜産経営 学科		3	5	8		8	2	10		4	8	12	
	農産加工 経営学科		8	7	15		8	8	16		2	8	10	
	林業経営 学科		12	15	27		7	11	18		7	7	14	
	合計	60	61	61	122	101.7%	62	58	120	100.0%	39	61	100	100.0%

※農林大学校は令和6年度入学者から定員40名に変更している。

②教職員の状況(令和6年4月1日現在)

(単位：人)

	東北農林専門職大 学	附属農林大学校
常勤教員数	29	0
非常勤教員数	0	0
常勤職員数	27	36
非常勤職員数	22	20

③卒業後の進路(令和6年度卒業生)

(単位：人)

	東北農林専門職大 学	附属農林大学校
卒業生数(人)	卒業生なし	61
就職率(%)		100.0%
県内就職率(%)		98.0%
進学率(%)		100.0%
その他(%)		0.0%

④合格率と入学率(令和6年度入学)※推薦及び一般の合計で算定

(単位：%)

	東北農林専門職大学	附属農林大学校
受験者数	51	57
合格者数	49	46
入学者数	43	39
合格率	96.1%	80.7%
入学率	84.3%	68.4%

⑤入学料及び授業料

(単位：円)

	東北農林専門職大学	附属農林大学校
入学料(県内)	282,000	5,650
入学料(県外)	564,000	5,650
授業料(年額)	535,800	118,800

⑦財務情報(令和6年度決算)

(単位：円)

事業名	決算額								
		国庫支出金	使用料	手数料	寄附金	財産収入	諸収入	県債	一般財源
一般職員費※	585,749,237	0	0	0	0	0	161,591	0	585,587,646
会計年度任用職員費	77,914,414	0	0	0	0	0	5,776,343	0	72,138,071
報酬職員費	321,100	0	0	0	0	0	0	0	321,100
東北農林専門職大学等管理運営費	214,575,662	0	47,321,000	3,000	1,091,900	14,238,027	10,141,000	0	141,780,735
東北農林専門職大学教務費	35,888,114	0		1,122,000	500,000	0	0	0	34,266,114
東北農林専門職大学研究費	11,559,068	0	0	0	0	0	0	0	11,559,068
東北農林専門職大学学生厚生費	1,705,007	0	0	0	0	0	0	0	1,705,007
東北農林専門職大学人材育成研修費	10,267,067	1,167,000	0	0	0	0	1,537,708	0	7,562,359
東北農林専門職大学施設災害復旧費	3,243,900	0	0	0	0	0	0	0	3,243,900
農林大学校教務費	81,503,709	33,032,000	0	129,000	0	692,000	2,618,356	19,000,000	26,032,353
合計	1,022,727,278	34,199,000	47,321,000	1,254,000	1,591,900	14,930,027	20,234,998	19,000,000	884,196,353

※給与担当課で一元管理で支出される社会保険料は含まれていない。

(出典：「東北農林専門職大学及び附属農林大学校関係事業 R6 決算額」)

2 実施した手続き

監査人は、本施設において、ヒアリング及び、議事録等の閲覧、現地調査を行い、組織体制や学生の在籍状況、学生の支援制度、卒業後の進路先、地域との連携状況などを把握した。また、関連する規程等に基づき、組織運営が行われているか確認した。

3 監査結果

(1) 東北農林専門職大学の将来的な在り方について

東北農林専門職大学の運営に関して、県直営で運営されている。これは、開学前の検討段階で農林業人材の育成に県が主体的に関わっていく必要があるとの方針から、公立法人化せずに県直営で運営していくという経緯があった。また、開学から2年目で在学生在が4年生まで進級していない中で、近々に公立法人化することは財務的にも厳しい経営となることが想定されるため、当面の間は県直営とするのは妥当な判断と考える。

しかし、定員を超える現状の志願者数などを考慮すれば、自力での経営も可能と考えられ、時代に合った農業経営者の育成には創意工夫をもった弾力的、自律的な経営をしていくべきである。

以上より、将来的に県直営ではなく、法人化も含めた自律的な経営を行える体制に切り替えていくことを検討されたい。【意見】

(2) 東北農林専門職大学の運営体制について

令和6年度において、学生の入学などの教育研究に関する事項は全教員で構成される教授会で審議・決定されており、学長が含まれていない中で運営が行われていた。

これを受け、令和7年度からは学長が委員長である総務委員会において、大学運営全般に関する事項を決定されることとなった。開催時期も毎月教授会後に開催されている

開学間もないこともあり、規程の改定や運営体制を見直し、改善しながら今後も大学運営を継続していただきたい。【意見】

第3 収入事務

1 概要

本施設における令和6年度の収入は下表のとおりであり、大部分は大学及び農林大学校使用料(学生からの入学料、入校料及び授業料)、農林大学校施設利用負担金(農林大学校の寮の光熱水費に係る学生負担分)並びに農林大学校における動物や生産物の売払収入によって構成されている。

(単位:千円)

項目	専門職大学	附属農林大学校	合計
使用料及び手数料			
大学(大学校)使用料	36,117	17,590	53,707
土地建物使用料	142	-	142
情報公開手数料	0	-	0
財産収入			
土地建物貸付収入	859	-	859
農林公所不用品売払収入	791	-	791
動物売払収入	-	5,078	5,078
農業公所生産物売払収入	-	9,977	9,977
諸収入			
一般社会保険料	343	112	456
弁償金	113	-	113
農林大学校施設利用負担金	81	11,392	11,473
預金利子	6	-	6
雑入	864	0	864

東北農林専門職大学、農林大学校ともに日本学生支援機構の奨学金制度(給付型、貸与型)を利用することができる。

さらに専門職大学では以下の内容により、日本学生支援機構の奨学金制度に上乘せする形で、独自の修学支援を行っている。

授業料の免除及び徴収猶予

修学の意欲があるにもかかわらず、経済的に困窮しているために授業料の納付が困難である者の修学の機会を確保する為、国の修学支援制度で対象外となった者、全額免除とならなかった者について、大学独自の基準で減免を行います。

◎実施主体 専門職大学

◎減免額

①国の修学支援制度による授業料減免額が3分の2・・・3分の1

②国の修学支援制度による授業料減免額が3分の1・・・3分の2又は6分の1

③国の修学支援制度による授業料減免額が4分の1・・・4分の3又は4分の1

④国の修学支援制度の対象とならない場合(その他やむを得ない場合)

・・・全額又は半額

◎免除事由

ア 経済的理由によって授業料等の納付が困難であり、かつ、成績優秀であると認められる場合

イ 学生本人又は当該学生の学費を主として負担している者の住宅、家財等の財産が災害により損害を受け、授業料等の納付が困難であると認められる場合

ウ 休学の許可を受けた者又は休学を命ぜられた者

エ 留学の許可を受けた者

オ その他やむを得ない事情があると認められる者

(出典:東北農林専門職大学 授業料免除等申請のしおり)

2 実施した手続き

監査人は本施設において、ヒアリング及び現地調査を行い、事務の概要を把握するとともに、サンプルを抽出した取引に関して、本施設の入学料、入校料、授業料、売払収入、施設利用負担金等の収入事務手続きが適正に実施されているかの検証を行った。

また、授業料等の滞納の有無についてヒアリングするとともに、管理状況について現地調査を実施した。

さらに授業料等の改定の要否について、所管部署で検討しているかの検証を行った。

3 監査結果

本施設の各種規程に従い、令和6年度に計上されている入学料、入校料、授業料、授業料減免、売払収入及び施設利用負担金等についてサンプルを抽出し、領収済通知書、調定収入票、免除に係る本人申請書類、県からの授業料免除の通知等で入金及び財務会計処理を確認した結果、収入事務手続きは規程に基づいて行われていた。

授業料等の滞納状況については、当年度分について入金に遅れが生じるケースはあるが、過年度分について年度を跨いだ滞納は発生していないとの回答を担当者から受けた。年2回の入金についても、銀行の入金データを財務会計システムに取り込み、入金がない収納予定金額については未収金として財務会計システム上に残ることとなるため、財務会計システム上で未収金の相手先、発生時期、債権の内容については確認可能である。ただし、個々の債権の督促状況や入金履歴などは財務会計システムに記録されるが、多数の債権状況を一覽で確認できるようにするため、別途エクセルファイルにて未入金の管理を行っており、その管理状況に不備は確認されなかった。

また授業料等の改定について、東北農林専門職大学は令和6年4月の開学から1年程度しか経過していないため、開学時の入学料、授業料の決定過程及びその金額の妥当性について

て検討したが、国立大学や本県内外の公立大学を参考に同水準で決められており、適正に定められているものとする。

農林大学校についても、改定方針に照らした改定の要否の検討、他県や類似施設との比較を行い、毎年検討されていた。

売払収入については、都度農産物、畜産物の市場価格に照らして取引価格を決定しており、適切な収入を得ていることを確認した。

第4 支出・契約事務

1 概要

本施設における支出・契約事務は、本施設の運営や施設の維持管理に係る業務委託費、使用料、賃借料、非常勤講師に対する報償費等、多岐にわたっている。

本施設は本県直営の施設であることから、本施設における支出・契約事務については、「山形県財務規則」に従うことになり、本施設独自の規則、規程、マニュアル等は存在しない。

2 実施した手続き

監査人は、本施設において、ヒアリング及び現地調査を行い、事務の概要を把握するとともに、サンプルを抽出した取引に関して、「山形県財務規則」、「会計事務の手引き」及びその他諸規程に基づいて、支出・契約事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、随意契約を行っている場合の当該理由の妥当性についてもあわせて確認した。

3 監査結果

(1) 相互供給の制限について

サンプル抽出した取引のうち、令和6年度東北農林専門職大学・農林大学校・畜産研究所・産地研究室構内除排雪業務委託契約については、受注者が当該競争入札において、競争相手であった入札参加者へ業務の一部の再委託を依頼し、その者が再委託先となる相互供給が確認された。

なお、監査はあくまでサンプルを抽出した上で実施しているため、対象とする取引すべてを検証の対象としたものではない。

相互供給に関する説明及び相互供給の制限に関する監査人としての意見については、県においても特段制限を設けていないが、監査結果については第4章第4-3-(3)と同様のため、ここでは割愛する。【意見】

(2) 実効性ある低入札価格調査の実施について

サンプル抽出した取引のうち、東北農林専門職大学清掃業務委託契約に係る低入札価格調査については、一部調査項目に対する検討が十分とはいえず、形式的な調査に留まっている事案が確認された。

なお、監査はあくまでサンプルを抽出した上で実施しているため、対象とする取引すべてを検証の対象としたものではない。

低入札価格調査制度とは、工事・製造その他の請負契約に係る競争入札において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合、その価格で契約内容に適合した履行がされるかどうかを調査し、落札者を決定する制度である。

本県では、設計金額700万円以上のその他の請負契約の入札においては、低入札価格調

査制度により、一定の基準価格を下回る入札について、適正な施行が確保されるか調査し落札者を決定している。

低入札価格調査においては、手抜きや下請業者に対するしわ寄せ、安全対策の不徹底などが発生することのないよう、発注者側の入札時における適正な調査と判断が求められる。

このため、低入札価格調査制度の対象となったその他の請負契約について、当該契約が低価格で請負可能となる理由等、受注者側のコスト構造を調査・分析することにより、低入札案件の適正な判断の指針づくりに資することを目的としている。

低入札価格調査制度における調査内容等は以下のとおりである。

「山形県低入札価格調査制度取扱要領」より抜粋

(調査の実施)

第4条 所管課長等(要綱第6条第2項に規定する者。以下同じ。)は、前条の最低入札価格によってその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを具体的に判断するために、次の内容の必要な事項について、当該最低価格入札者からの事情聴取及び関係機関への照会等により調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 入札価格の内訳
- (3) 労務・資材等の調達等に関する事項
- (4) 過去に受注した類似業務及び発注者
- (5) 経営状況(決算書類等の分析及び取引金融機関等への照会)
- (6) 信用状況(貸金不払の状況、その他)
- (7) その他必要な事項

上述のとおり、本制度における調査内容は多岐にわたるが、そのうち「(5)経営状況(決算書類等の分析及び取引金融機関等への照会)」については、対象会社より直近2事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書を提出させ、その内容を検討しているとのことである。

しかし、実際には損益計算書の売上高と経常利益によって会社の収益性を判断するのみで、貸借対照表より考察される会社の安全性の分析や取引金融機関等への照会まではなされておらず、結果として、検討が十分な調査とは言い難いものであった。

委託先の経営状況等の悪化により、業務の履行が困難になるという事案こそ生じていないものの、万が一契約期間中に委託先が経営破綻してしまうというような事態に陥った場合、業務の履行、ひいては県民へのサービス提供に重大な支障を来すおそれがあることから、委託先が業務履行能力を有していることの確認は極めて重要といえる。

本県の低入札価格調査制度においては、上記取扱要領にも記載のとおり、事情聴取や関係機関への照会等を含む幅広い調査が想定されている。したがって、所管課は必要に応じて調査方法を選択し、その調査につき説明責任を果たすべきであり、経営状況等の調査に際し

では、より一層の調査の充実が求められる。

しかし、経営状況等の検討が十分でない理由として、経営状況等の調査方法や判断基準が設定されていないこと、また、調査委員の構成員の中に財務的知識の豊富な人材が不足していることが考えられるため、まずはその対応策を検討していくべきである。

以下は、監査人が考える具体的な対応策の例である。

- 財政状態や経営成績に関する判断基準について、「山形県低入札価格調査制度実施要領」に明示し、当該基準を満たしているかを確認する。
- 設定した判断基準を満たしていない場合、継続企業的前提に疑義が生じていると考えられるため、資金繰り表や今後の受注見込みなどの追加資料の提出を求めるとともに、必要に応じて追加のヒアリングを実施する。
- 有識者の意見を仰ぐ。

以上より、実効性ある低入札価格調査実施のため、対象会社の経営状況等の調査においては、財政状態及び経営成績に関する具体的な判断基準を明確にするとともに、当該基準を満たしていない場合には追加の手続きを求め、場合によっては有識者の意見を仰ぐといった手続きの実施を検討されたい。【意見】

(3) 一括発注又は拡大型一括発注の検討について

本施設は、附属農林大学校を併設するほか、県有施設である最上総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室、農業総合研修センター畜産研究所と隣接している。

各施設はその設置目的、果たしている機能は異なるものの、総務担当職員は4施設を兼務している。

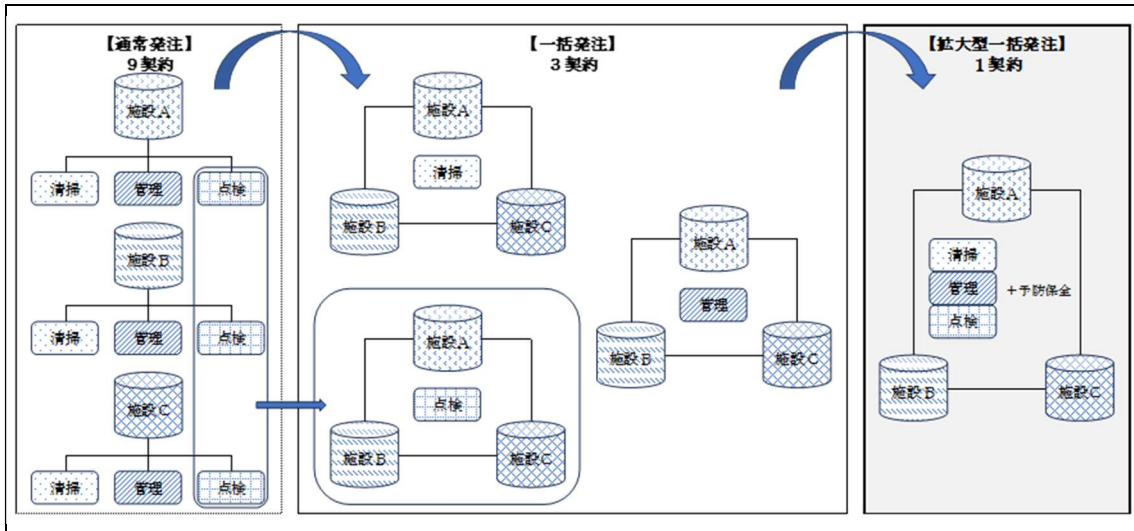
このような状況において、一部委託業務(自家用電気工作物保安管理業務、一般廃棄物処理業務及び各構内除排雪業務)について、4施設による一括発注が行われているものも確認されたが、建物清掃業務、警備業務、複写サービス業務などについては、各施設での単独発注が行われていた。

以上より、契約事務負担軽減及び委託コスト節減の余地を模索しながら、4施設による一括発注を検討していくことが望ましい。【意見】

また、本県においては現在、施設維持管理業務の新たな発注モデルとして、拡大型一括発注のモデル試行を実施している。

これは、複数の施設における複数の維持管理業務をまとめて発注するとともに、新たな業務として施設の巡回点検及び小規模修繕を加えることで、規模のメリットによるトータルコストの削減及び事務負担の軽減、また、予防保全による施設の長寿命化が図れるかを検証するためのものである。

< 拡大型一括発注のイメージ図 >



(出典: 山形県「施設維持管理業務委託の拡大型一括発注」より監査人が作成)

拡大型一括発注のモデル試行は、山形市松栄地区内にある4つの県有施設、山形県立産業技術短期大学校、山形県立山形職業能力開発専門校、山形県工業技術センター及び山形県高度技術研究開発センターにおいて、施設設備管理業務(設備運転業務)、空気調和機器保守点検業務、建築物環境衛生管理業務、建物清掃業務など 13 業務(契約)を対象として実施している。

モデル試行の評価・検証は、試行期間である令和6年5月から令和9年4月までの3年間(長期継続契約)の2年目終了時点において、期待される効果について評価を実施し、拡大型一括発注の継続、適用範囲の拡大等について検討を行うものとしている。

本モデル試行による評価・検証の結果、期待される効果を確認することができた場合には、本施設を含む周辺4つの公所においても、拡大型一括発注導入に向け検討していくことが望ましい。【意見】

第5 人事労務管理

1 概要

(1)職員について

本施設の職員数の推移は下表のとおりである。

東北農林専門職大学

(単位:人)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
職員数	常勤	—	—	56	
		うち県職員	—	—	56
		うち県OB	—	—	0
	非常勤	—	—	22	
		うち県職員	—	—	0
		うち県OB	—	—	3
県職員計		—	—	56	
県OB計		—	—	3	

(各年度4月1日時点)

(※)令和6年度開学のため、令和4年度及び5年度には職員はいない。

東北農林専門職大学附属農林大学校

(単位:人)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
職員数	常勤	41	41	36	
		うち県職員	41	41	36
		うち県OB	0	0	0
	非常勤	18	18	20	
		うち県職員	0	0	0
		うち県OB	3	2	3
県職員計		41	41	36	
県OB計		3	2	3	

(各年度4月1日時点)

(2)職員の人件費について

本施設はすべて県の職員で運営されている。そのため、職員の人件費の算定根拠となる給与については、「山形県職員等の給与に関する条例」によって規定されている。なお、農林大学校の教員に対しては、行政職給料表(条例別表第一)が適用される。

2 実施した手続き

監査人は、本施設において、ヒアリング及び現地調査を行い、職員の人件費事務の概要を把握するとともに、職員の人件費に係るサンプルを抽出した取引に関して、山形県人事委員会事務局の「給与実務の手引」等に基づいて、給与計算事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当（本施設の場合は、農業指導伝習手当等）及び時間外勤務手当等に関して、関連資料の照合を行った。さらに、時間外勤務時間や有給休暇の管理状況、人事評価制度等についてもあわせて確認した。

3 監査結果

①有給休暇の取得実績の個人格差について

当施設の、令和7年4月から令和7年9月までの年次有給休暇の取得状況を閲覧すると、以下のような状況であった。

東北農林専門職大学

(単位:人)

期間	年次有給休暇取得日数			
	0日(※1) (1日未満)	1日～5日未 満	5日～10日 未満	10日以上
令和7年4月～9月	4	34	17	1

(※1)累計1日未満の時間休は含む。

東北農林専門職大学附属農林大学校

(単位:人)

期間	年次有給休暇取得日数			
	0日(※1) (1日未満)	1日～5日未 満	5日～10日 未満	10日以上
令和7年4月～9月	1	11	9	1

(※1)累計1日未満の時間休は含む。

人によって有給の取得日数にかなりの格差がある。担当者へのヒアリングによると、取得実績が少ない職員は、有給休暇を取得すると後日の業務負担が増えるため休めない状況にある等の個々の事情によるものとのことである。

職員の健康保持増進と公務能率の向上が図られるよう、人員配置の工夫や増員を検討し、休暇を取得しやすい職場づくりに努めていく必要がある。【意見】

第6 財産管理

1 概要

(1) 公有財産

県から入手した東北農林専門職大学の公有財産台帳における財産概要は下表のとおりである。なお、公有財産価額は取得価額である。

表: 公有財産一覧

(単位: 千円)

種類	種目	所在地	面積(m ²)	公有財産価額
土地	宅地	新庄市大字角沢 1366 ほか	48,295.60	—
	畑		329,684.81	12,702
	田		61,791.63	—
	山林		59,768.00	523
	原野ほか		23,938.21	—
			合計	523,478.25

種類	種目	所在地	面積(m ²)	公有財産価額
建物	校舎 (事務所 建、住 宅建、 倉庫 建、雑 屋建混 在、内 訳)	新庄市大字角沢 1366	25,151.81	5,182,982
		畜舎・飼料調整室ほか(昭和 49 年 9 月 建築)	(1,324.93)	(76,107)
		機械室(昭和 53 年 1 月建築)	(222.02)	(55,875)
		教育管理棟ほか(昭和 54 年 3 月建 築)	(2,754.14)	(259,690)
		養蚕棟(昭和 54 年 11 月建築)	(259.92)	(30,250)
		鉢物栽培管理室(昭和 55 年 3 月建 築)	(113.40)	(16,700)
		乳牛舎ほか(昭和 56 年 3 月建築)	(1,133.85)	(69,500)
		豚舎(昭和 56 年 12 月建築)	(380.16)	(37,288)
		溶液栽培温室(昭和 62 年 1 月建築)	(934.50)	(30,500)
		組織培養施設(昭和 63 年 2 月建築)	(210.11)	(20,300)
		農産物流通研修施設(平成元年 3 月 建築)	(851.12)	(77,338)
		短期研修館研修棟ほか(平成 3 年 3 月建築)	(1,349.34)	(222,916)
		機械化研修センターほか(平成 7 年 3 月建築)	(524.00)	(78,474)

種類	種目	所在地	面積(m ²)	公有財産価額
		ライスセンターほか(平成 8 年 3 月建築)	(384.11)	(75,363)
		成型苗高度生産施設ほか(平成 9 年 2 月建築)	(228.74)	(48,042)
		優良苗種高度増殖施設ほか(平成 9 年 3 月建築)	(1,162.24)	(356,348)
		講堂兼体育館(平成 11 年 3 月建築)	(983.45)	(221,684)
		乳製品加工施設(平成 31 年 3 月建築)	(99.75)	(49,292)
		育苗研修ハウス(令和 5 年 1 月建築)	(273.60)	(24,790)
		気候変動対応型農業研究・研修センター(令和 5 年 3 月建築)	(165.62)	(49,337)
		専門職大教育・研究棟ほか(令和 5 年 12 月建築)	(7,206.63)	(2,935,982)
		スマート森林業研究・研修センターほか(令和 6 年 2 月建築)	(1,285.23)	(412,386)
		生産資材庫ほか	(3,304.91)	(34,814)
		合計	25,151.81	5,182,982

種類	種目	使用形態等	数量	公有財産価額
工作物 ※	貯そう	受水槽 1 基(1.5t)	1	843
	舗床	運転コースほか	5,974	54,992
	照明装置	花き栽培温室電照設備	1	198
	冷暖房装置	職員室等冷房設備ほか	3	9,772
	浄化装置	かんがい用水	1	17,263
	通信装置	内線電話施設ほか	3	2,142
	消防用装置	電気火災警報設備	1	130
	温室設備	パイプハウス	1	1,806
	作業装置	バンクリーナー	1	2,173
	諸標	案内板	2	2,904
	碑塔	記念碑	1	1,350
	雑工作物	揚水機ほか	10	94,206
			合計	5,999

※工作物は公有財産台帳に取得価格あるもののみ記載している。

種類	種目	名称	面積(m ²)	公有財産価額
立木竹	立木	スギ林	275.76	112
		アカマツ林	49.94	70
		ザツ林	605.20	248
		合計	930.90	431

(2) 財産関連規程

東北農林専門職大学における財産に関連する規程は、山形県における規則、規定と同一であり、次のとおりである。

- ・山形県公有財産規則
- ・山形県財務規則
- ・山形県会計局 会計事務の手引
- ・山形県会計局 支出事務の審査マニュアル

(3) 財産関連台帳

東北農林専門職大学における財産に関連する台帳は次のとおりである。

- ・公有財産台帳
- ・物品台帳
- ・図書台帳

2 実施した手続き

公有財産及び物品について、台帳の整備状況を確認し、一部につき現品との照合を行い、管理状況の検証を行った。図書について、蔵書点検の状況を確認するとともに、一部につき現品との照合を行い管理状況の検証を行った。

3 監査結果

(1) 牛の備品登録について(農林大学校)

令和6年度の農林大学校にかかる物品台帳を入手したところ、農林大学校に登録されている物品は大動物(種畜以外)に分類されている牛のみであったため、頭数確認を行ったところ、以下の通り不一致を検出した。

	備品台帳頭数	令和7年4～10月異動	調整後頭数
令和7年3月末日	12 頭		理論値 14 頭
令和7年4～10月売却		▲4頭	
令和7年4～10月出生		+4頭	

令和7年4～10月備品登録		+2頭	
令和7年10月往査時			
令和7年10月往査時			実際 15頭
差異			1頭

この点、会計事務の手引(財務編)では次のとおり記載されており、出生した大動物は18ヵ月経過したときに備品登録しなければならない。

「会計事務の手引(財務編)」より抜粋			
第7章 物品(2)所属分類の決定			
物品の分類	物品分類基準		注意事項
備品	取得額又は評価額が5万円以上のものは備品とする。	動物 大動物(種畜) 大動物(種畜以外) 中動物	○出生した動物は次の時期から備品とする。(備品としての基準額は考慮しない。) ・大動物は生後18ヵ月経過したとき ・中動物は生後8ヵ月経過したとき ○出生以外により取得した動物は当初から備品とする。

調査の結果、令和5年9月20日生まれの子牛について、備品登録が漏れていた。

県では飼育している牛について物品台帳と異なる「飼養牛一覧」を作成しており、牛舎の管理担当者はこれによって飼育中の情報管理をしている。なお、この飼養牛一覧には以下の情報が記載されている。

・耳標	・区分	・略号、名号
・生年月日	・父、母、母の父の略号等	・最終分娩
・産歴	・空胎日数	・最終受精
・受胎確認	・分娩予定	・年齢

当該「飼養牛一覧」において記載されている区分、生年月日、年齢より、備品登録の条件である生後18ヵ月経過に伴い、牛舎の管理担当と情報共有を行い、財務規則に則り物品管理簿を整備していた。

「山形県財務規則」より抜粋

第164条(使用中の物品の管理)物品管理者及び分任物品管理者は、引渡しを受けた後直ちに消費する物品を除き、その使用に係る物品について、物品管理簿又は物品登録調書及び物品登録内容変更調書により、その受払状況又は登録内容の変更状況を整理し、善良な管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。

財務規則によれば、物品は「物品管理簿又は物品登録調書」のいずれかにより管理することと定められているところ、飼育牛については従来、両方を整備しており、二重管理となっていた。しかしながら、今回の飼育牛については物品管理簿のみで管理されており、他の飼育牛と管理方法が異なっている。

今回の飼育牛については、その他の飼育牛と同様の管理を行い、管理方法を統一しておく必要がある。【意見】

(2) パイプハウスの建替え工事について

令和6年度東北農林専門職大学において、下記のとおりパイプハウスの建替え工事が行われており、これについて工事請負費として費用処理している。

「令和6年度東北農林専門職大学おうとうパイプハウス一部建替え工事」

工期:令和6年10月8日から12月27日まで

引渡:令和6年12月24日

工事請負費:2,607,000円(税込)

(内訳) 直接工事費(部材費、解体設置費)	1,859,000円
間接工事費(共通仮設費、現場管理費)	296,000円
一般管理費	215,000円
消費税等	237,000円

当該請求書や工事写真等から2棟のパイプハウスを建直しており、その総額が2,607千円であることから1棟あたり1,300千円余りの支出と考えられる。



着工前



解体後



着工前



解体後



着工前



解体後



柱・梁設置状況



筋交い設置状況



アーチ設置状況



棟パイプ設置状況



アーチ設置状況



完成写真



完成写真



完成写真



完成写真



完成写真



完成写真

一方、東北農林専門職大学の公有財産台帳(工作物)には、次の資産が登録されている。

「公有財産台帳(工作物)」より抜粋

- ・索引番号 140409 E00143
- ・種目 温室設備
- ・使用形態 パイプハウス
- ・構造形式 耐雪型パイプハウス 7.2m×15m=108 m²
- ・取得日 平成 20 年 3 月 31 日
- ・取得価格 1,806,000 円

また、隣接する最上総合支庁農業技術普及課産地研究室の公有財産台帳には、次の資産が登録されている。

「公有財産台帳(工作物)」より抜粋

- ・索引番号 310066 E00053
- ・種目 温室設備
- ・使用形態 野菜、花き用ビニールハウス
- ・構造形式 4 棟 411.10 m²
- ・取得日 平成 20 年 3 月 31 日
- ・取得価格 1,957,000 円

<ul style="list-style-type: none"> ・索引番号 310066 E00060 ・種目 温室設備 ・使用形態 農業用ハウス ・取得日 令和3年12月24日 ・取得価格 2,834,700円
--

監査人は、上記事実より今期行われた建替え工事は、内容としても金額的にも公有財産に登録すべき工作物に該当するのではないかと考えている。

これに対し、県では「おうとうの雨よけ用ハウスで温室設備がなく、おうとう収穫後は被覆材を剥がしてパイプのみとなるため、公有財産の工作物(温室設備)には該当しません。」との認識であった。

この点、山形県公有財産規則では工作物について、次のとおり別表において規定されており、温室設備ではないとしても雑工作物に該当するとも考えられる。

「山形県公有財産規則」より抜粋			
別表 公有財産区分種目表			
区分	種目	数量・単位	摘要
工作物	温室設備	個	ガラス室等(簡易なものを除く。)を含み、各一式をもって1個とする。
	雑工作物	個	他の種目に属しないもので各1箇所をもって1個とする。

ここで、企業会計における「構築物」は「土地の上に建てられた建物以外の工作物や建物に附属しないで機能する工作物」とされ、公有財産における工作物とほぼ同義と考える。

農業用ビニールハウスは、企業会計において一般的に次のように会計処理されており、構築物に該当しない場合には器具備品として固定資産計上される。なお、農業用ビニールハウスを固定資産計上しないケースには、取得価額が30万円に満たない少額減価償却資産又は一括償却資産に該当する場合か、ビニールを張替えた等による原状回復費としての修繕費に該当する場合が考えられるが、今回のパイプハウスの建替えはいずれにも該当しないものとする。

	構築物	器具備品
構造	<ul style="list-style-type: none"> ・地面に固定してあり持ち運びができない場合 ・組立や解体などが簡単にできない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・パイプを地面に突き刺しただけの構造で簡単に設置や取り外しができる場合

耐用年数	骨組みが ①主として金属造 14年 ②主として木造 5年 ③その他 8年	骨格部分が ①主として金属製 10年 ②その他 5年
------	---	----------------------------------

この点、会計事務の手引(財務編)では次のとおり記載されており、「仮設建物」と同等の「原形のまま比較的長期間の反復使用に耐える物品」はその他備品として備品登録する必要がある。

「会計事務の手引(財務編)」より抜粋			
第7章 物品(2)所属分類の決定			
物品の分類	物品分類基準		注意事項
備品 1 原形のまま比較的長期間の反復使用に耐える物品	取得額又は評価額が5万円以上のものは備品とする。	その他 その他の雑品類	○災害応急用等の仮設建物は備品とする

したがって、県が主張するとおり、当該パイプハウスが公有財産における工作物に該当しない場合であっても、県は1棟あたり1,300千円のパイプハウスの建替え費用は少なくとも物品管理すべき備品に該当するものとする。【指摘事項】

(3) 公有財産台帳の登録について

令和6年度東北農林専門職大学の公有財産台帳(立木竹)を入手し、内容を通査したところ、登録されていたのはスギやマツなどの立木のみで、おうとう他の樹木は登録されていなかった。大学往査時、敷地内におうとう他の樹木があることを確認しており、また東北農林専門職大学ホームページの教員紹介では、おうとうの他、ニホンナシ、クリ、リンゴ、セイヨウナシなどが果樹担当教員の研究対象としてあげられている。監査人は、上記事実より果樹についても公有財産に登録すべき立木竹(樹木)に該当するのではないかと考えている。

これについて県では、「立木竹(樹木)の登録は「宅地等」に生立しているものと規定されているため、該当しないものと整理しています。」と認識している。

この点、山形県公有財産規則では立木竹について、次のとおり別表において規定されている。

「山形県公有財産規則」より抜粋			
公有財産区分種目表			
区分	種目	数量・単位	摘要

立木竹	樹木 立木 竹	本 立方メートル 束	主として宅地等に成立しているもの。 樹木、竹以外のもので、森林又は原野に集団として生立しているもの。
-----	-------------------	----------------------	---

また、総務部長通知「公有財産台帳整備要領の制定について(通知)」(管財第 532 号、平成 20 年4月1日)は、公有財産台帳に登録すべき情報の整備要領をまとめたものであるが、下記の通り単価設定されていることより前出の果樹はすべて公有財産の立木竹における樹木の対象と考えられる。

「公有財産台帳整備要領の制定について(通知)」より抜粋		
第 3 公有財産台帳の整備要領		
2 各財産台帳の入力要領		
(7) 公有財産台帳(立木等): 様式第7号		
23 評価額: 当該立木等の評価額を入力		
樹木、竹の場合: 単価(別表2「樹木評価額単価」) × 数量。		
別表2「樹木評価額単価」より抜粋		
	樹種名	価格(円/本)
果樹	りんご	87,900
	和なし	51,900
	洋なし	40,500
	かき	15,400
	もも	37,100
	うめ	26,100
	おうとう	71,000
	ぶどう	38,000
	くり	19,300
	すもも	22,800
	くるみ	14,100

一方、樹木の摘要における宅地等の「等」について山形県公有財産規則では次のとおり規定されていることより、宅地を除く土地のいずれかと推定される。

「山形県公有財産規則」より抜粋			
公有財産区分種目表			
区分	種目	数量・単位	摘要
土地	宅地	平方メートル	土地の現況及び利用目的により定める地目とする。
	田畑	同	
	山林	同	
	原野	同	
	牧場	同	
	池沼	同	
	海浜地	同	
	その他	同	

本章第6財産管理・1概要(1)公有財産に記載の通り、東北農林専門職大学の公有財産台帳(土地)の種目は、宅地のほかに「田畑」「山林」「原野」などで構成されており、その大部分である「田畑」は391,476.44㎡で敷地全体の4分の3弱(74.7%)にのぼる。

県の認識が正しいとするならば、田畑は山形県公有財産規則における樹木の摘要である宅地等の「等」に該当しないことと推定され、田畑以外に生立する樹木のみが公有財産として管理されることとなる。これは、公有財産の適正な取得、管理及び処分を目的とする同規則の趣旨に合致しないものと考え。樹木に関する規程の整備が不十分であるため、資産計上に関する規程を明確化するべきである。【指摘事項】

つぎに、令和6年度東北農林専門職大学の公有財産台帳(工作物)を入手し、内容を通査したところ、次の資産が含まれていた。

「公有財産台帳(工作物)」より抜粋	
・索引番号	140409 E00067
・種目	雑工作物
・使用形態	防風施設(鉄骨ハウス)
・構造形式	軽量鉄骨、コンクリート基礎
・取得日	平成20年3月31日
・取得価格	930,000円

この点、構造形式の内容が正しければ、「コンクリート基礎のある軽量鉄骨造の建屋」と推定され、公有財産の区分は「工作物」ではなく「建物」と考えられる。

さらに、種目が雑工作物の公有財産(工作物)は次表のとおりであり、取得価格ベースで2分の1超が雑工作物として登録されていたこととなる。

表:雑工作物一覧

索引番号	使用形態	構造形式	取得価格(円)
140409 E00001	牛舎より排出される尿の処理	モーター、カッター、ポンプ、ビニールパイプ散布器具一式	525,000
140409 E00004	えさの貯蔵	気密サイロ	8,500,000
140409 E00010	糞尿処理施設	糞尿施設 3000m雑用水施設 1900m受水槽一式	17,196,000
140409 E00067	防風施設(鉄骨ハウス)	軽量鉄骨、コンクリート基礎	930,000
140409 E00117	揚水機	横軸片吸込渦巻ポンプ Φ150 2機	30,179,000
140409 E00119	灌水施設	パイプライン	29,448,730
140409 E00141	カーブミラー	Φ800(ステンレス) 支柱Φ76.3 ×4400 W金具	199,500
140409 E00156	灌水施設	一式	1,992,900
140409 E00161	加温ハウス		4,846,800
140409 E00167	カーブミラー(2箇所)		388,800
雑工作物 合計(a)			94,206,730
公有財産(工作物) 合計(b)			187,783,585
雑工作物 割合(a/b)			50.1%

公有財産の工作物において雑工作物は下記の通り、45項目ある工作物の各種目に属しないものを計上する種目であり、45項目いずれにも該当しない場合にのみ計上する雑多な種目と考えられる。

「山形県公有財産規則」より抜粋			
公有財産区分種目表			
区分	種目	数量・単位	摘要
工作物	雑工作物	個	他の種目に属しないもので各1箇所をもって1個とする。

この点、公有財産台帳において区分のみならず種目を分けている趣旨は、同じ種目に属する財産はその性質が類似していることから費用や期間など類似した管理が可能となり、また継続使用した後の修繕あるいは交換の計画等も容易になることを主眼に置いたものと考えられる。

したがって、上記雑工作物一覧においても「糞尿処理施設」は工作物の「浄化装置」等、「パイプライン」は工作物の「水路」等、「揚水機」は工作物の「作業装置」等、「サイロ」は工作物の「貯そう」等、「加温ハウス」は工作物の「温室設備」等の種目に登録し管理した方が、種々雑多な種目である雑工作物において個別管理するよりも、45の種目を設けた趣旨に照らして望ましいものとする。

以上より、県は公有財産台帳の登録に関して、山形県公有財産規則やそれに係る通知等においてその内容の理解を徹底した上で、正しい区分に計上しているか、正しい種目に計上しているか、又は計上漏れがないか等について検証できる体制を確立することが望ましい。

【意見】

(4) 図書の管理について

令和6年度東北農林専門職大学の図書台帳を入手し、当該台帳から15冊抽出し現品確認を行った。また、令和6年度東北農林専門職大学の物品台帳を入手し、当該台帳から5冊抽出し現品確認を行ったところ、現品は存在するが図書管理システムに登録されていない書籍を検出した。物品台帳に登録されている図書のうち、図書管理システムに登録されていないものは以下のとおりである。

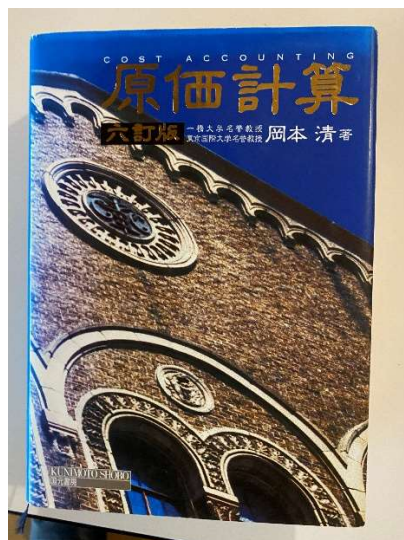
物品番号	品名	取得日	取得価格(円)
1986000727	農業技術大系	1986/8/20	100,000
1994003063	農業技術体系 野菜編	1994/1/4	135,000
1994003064	農業技術体系 花き編	1994/5/23	133,125
1994003065	農業技術大系 土壌施肥編	1994/5/23	90,000
1995002253	農業総覧 病虫害防除資材編	1995/5/25	94,760
1011003218	地域食材大百科 全5巻	2011/9/16	63,000
1011003217	花卉園芸大百科 全16巻	2011/9/22	184,999
1011003216	野菜園芸大百科 全23巻	2011/9/26	217,999
1011003212	地域資源活用『食品加工総覧』全12巻	2011/10/11	150,000
1011003213	農業総覧 『防除資材編』全11巻	2011/10/11	115,500
1011003214	農業総覧『花卉病虫害診断防除編』全7巻	2011/10/11	490,500
合計			1,912,383

これらの図書管理システム未登録の図書は、現在の東北農林専門職大学設立以前の山形県立農林大学校あるいは山形県立農業大学校の時に購入又は移管され、東北農林専門職

大学に管理替えされた物品であり、現在は附属図書館ではなく農業者や新規就農希望者等を対象とする各種研修を担当する、キャリアサポート・研修センターが置かれる研修施設「緑風館」という敷地内施設にて保管されている状況であった。



また、緑風館には備品管理されていない図書も存在し、これらについても台帳管理、貸出等の管理あるいは図書管理システムへの登録もされていない状況であった。



この点、山形県財務規則においては、図書は図書索引カード又は図書台帳により管理できるものと規定され、いずれも備品登録されたものとの区分が明記される(様式、備考欄太枠内参照)ことから、図書台帳による管理をする場合にはすべての図書を管理対象にしているものと考えられる。

「山形県財務規則」より抜粋

第 164 条(使用中の物品の管理)物品管理者及び分任物品管理者は、引渡しを受けた後直ちに消費する物品を除き、その使用に係る物品について、物品管理簿又は物品登録調書及び物品登録内容変更調書により、その受払状況又は登録内容の変更状況を整理し、善良な管理者の注意をもつてこれを管理しなければならない。ただし、図書については、図書索引カード(様式第 121 号の2)又は図書台帳(様式第 121 号の3)により受払状況を整理することができる。

様式第 121 号の2(図書索引カード)(物品出納簿)戊

※					
受 順 番 入 号	No.	○	取 得 区 分	県 費	
購 入 先			寄 贈		
取 得 価 格	¥				
検 年 月 日	年 月 日		摘 要		

備考 1 用紙の寸法は縦7.5センチメートル、横12.5センチメートルとすること。
 2 ※印欄には、書名、著者名、出版社及び出版年月日、頁数を適宜記入すること。
 3 備品として管理すべきものを除き、右上角の斜線の箇所を切り取ること。
 4 取得区分のうち、該当する欄には○印を付すこと。
 5 不用の決定をしたものについては、摘要欄にその旨を記載し、別に保管すること。

様式第 121 号の3(図書台帳)(物品出納簿)己

取 年 月 日	受 入 順 番 号	図 書 名	著 者 名	出 版 社 名	購 入 先	取 得 価 格	摘 要
						円	

備考 備品として管理すべきものを除き、摘要欄に◎と記入すること。

一方、東北農林専門職大学の図書管理システムに登録されており受入価格が5万円を超えているが、物品台帳に登録されていない図書は次のとおりであった。

登録番号	書名	定価 (円)	受入価格 (円)
1001350	新ファームパークの事業化計画資料集	80,300	60,225
1003744	セルロース利用技術の最先端	77,000	57,750
1003762	おいしさの科学とビジネス展開の最前線	94,600	70,950
1004859	食品機能性成分の安定化技術	81,400	61,050
1004861	機能性食品開発のための初期評価試験プロトコル集	93,500	70,125
1005526	オメガ3脂肪酸の技術と市場	88,000	66,000
1006361	食品ハイドロコロイドの開発と応用	77,000	57,750
1006682	機能性表示食品の市場	88,000	66,000
1007165	乳酸菌の利用技術と市場	82,500	61,875
1007167	酵母菌・麹菌・乳酸菌の産業応用展開	83,600	62,700
1007172	機能性飲料の開発と市場	93,500	70,125
1007174	食品・バイオにおける最新の酵素応用	75,900	56,925
1007175	植物由来食品・代替食品の最前線	77,000	57,750
1007177	食品機能性成分の吸収・代謝・作用機序	90,200	67,650
1007210	ポリフェノール 機能性成分研究開発の最新動向	74,800	56,100
1007211	腸内環境改善食物繊維の技術と市場	88,000	66,000
1007516	高タンパク食品の開発と市場	83,600	62,700

1007522	血流改善成分の開発と応用	81,400	61,050
1007601	農薬の創製研究の動向 安全で環境に優しい農薬開発の展開	96,800	72,600
1007604	農業ロボットの最前線 生産性向上・人手不足解消による農業の持続的発展	73,700	55,275
1007612	木質バイオマスのマテリアル利用・市場動向	82,500	61,875
1007670	機能性農業用フィルムの開発と市場	93,500	70,125
1007722	新しい農薬原体・キー中間体の創製 2019	220,000	165,000
		合計	1,755,596

この点、会計事務の手引(財務編)では次のとおり記載されており、取得額又は評価額が5万円以上の図書については備品としての管理が必要である。

「会計事務の手引(財務編)」より抜粋			
第7章 物品(2)所属分類の決定			
物品の分類	物品分類基準		注意事項
備品	取得額又は評価額が5万円以上のものは備品とする。	図書(年版を除く。) 図書類	○全集ものをセットで購入するときはセットの合計額で、全集の一部図書類のみを購入するときは1冊の価格で分類するが、1冊ずつ購入の結果、全集が揃った場合、その時点で合計額が5万円以上になるときは、備品に分類換すること。

東北農林専門職大学設立以前の山形県立農林大学校時に高額図書として備品管理されていた図書が現在の図書管理システムに登録されておらず、また備品管理するほど高額ではない図書についても同様に図書管理システムに登録されていなかった。したがって県は、図書の図書管理システムへの登録を網羅的に行い、図書の管理を一元的に行うことが望ましい。【意見】

また、現行図書管理システムに高額図書が含まれているが備品としての管理がされていない現状は、山形県財務規則が求める使用中の物品管理における善管注意義務の対象から漏れていることとなる。したがって、県は図書管理システムにて受入価格が5万円以上の図書について、備品としての登録を行い、図書の管理を一元的に行うことが望ましい。【意見】

第7 情報セキュリティ

1 概要

本施設において主に使用するシステムは下記のとおりである。

	システム名	利用目的
①	総務事務システム	事務・職員管理
②	給与など事務各種システム	給与計算
③	財務会計システム	財務会計
④	公文書管理システム	起案・決済、文書管理
⑤	学務システム 「ActiveAcademyAdvance」	学籍・成績管理 (東北農林専門職大学)
⑥	学務システム (エクセルファイルによる管理)	学籍・成績管理 (東北農林専門職大学附属農 林大学校)

①～④は山形県が管轄している業務システムであり、それぞれ①、②総務厚生課、③会計課、④高等教育政策・学事文書課において管理している。学務システムについては、東北農林専門職大学では民間のベンダーが提供する⑤「ActiveAcademyAdvance」が利用されているが、東北農林専門職大学附属農林大学校では利用されておらず、⑥エクセルファイルによる管理がなされていた。両校は場所を同じくしているが、東北農林専門職大学附属農林大学校は昭和 58 年に、東北農林専門職大学は令和 6 年にそれぞれ開学しており、成り立ちの違いにより、利用するシステムやネットワークの構成などが異なる運用になっている経緯がある。

2 実施した手続き

監査人は、業務フロー、ID/パスワードやアクセス権の管理、バックアップの管理、及び記憶媒体の取り扱い方法について担当者へのヒアリング、及び資料の閲覧などを行った。

3 監査結果

本施設は県の直轄であり、山形県が作成している「山形県情報セキュリティ対策基準」に則った情報管理を実施している。

(1) ID・パスワードの管理

セキュリティ対策基準によれば、情報資産の保管についての取扱いについて示されており、その情報資産の分類に応じてパスワードなどによる暗号化を行うことを求めている。

「山形県情報セキュリティ対策基準」より抜粋

第3章 情報資産の分類と管理

3.3(情報資産の管理)

情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、所管する情報資産(クラウドサービスに保存される情報資産も含む。)の取扱いについて管理方法を定め、情報資産の分類又はその内容に応じその取扱いを制限しなければならない。また当該情報資産について、所属する職員などに対し、次に掲げるところ及び別に定める実施手順により取り扱うよう指導しなければならない。

(1)取扱い制限の遵守

取扱い制限のある情報資産を取り扱う場合は、これを遵守すること。

(2)情報をパソコンなど機器又は電磁的記録媒体に保存する場合は、当該情報の情報資産の分類などに応じて、パスワードなどによる暗号化または当該機器などの管理区域への保管などの方法によりこれを秘匿すること。

県が管轄している業務システム(①～④)は、定期的にパスワードの変更が求められ、一定のポリシーに従ったパスワード設定が強制される仕組みになっている。

東北農林専門職大学で利用している学務システム(⑤)については ID、パスワードによって管理されているが、学内のネットワーク上でセグメント別に権限が分かれるような仕組みになっていて、特定の場所から接続しないと管理者(=職員)としてログインできないようになっている。また、生徒と教師についてはいずれの場所からでも接続可能だが、アカウント別に権限が設定されている。パスワードは、Microsoft365 に紐づけられ、学内で一年に一回変更することになっている。

東北農林専門職大学附属農林大学校で利用している学籍・成績管理用のエクセルファイル(⑥)については、特別パスワードなどが設けられていなかった。学籍や成績の情報は個人の権利利益への影響度合いが高く、機密性の高い情報資産であると考えられる。そのため、セキュリティ対策基準に則って、パスワードなどを設定した取扱いをするべきである。【指摘事項】

(2)バックアップ、バージョンアップ体制

セキュリティ対策基準によれば、情報資産の保管についての取扱いについて示されており、その機器の冗長性に関わらず定期的なバックアップを行うことを求めている。

「山形県情報セキュリティ対策基準」より抜粋

第7章 情報資産の分類と管理

7.1(機器及びネットワークの管理)

(1)機器及びネットワークの管理

(中略)

①バックアップの実施

(ア)業務システムのデータベースやサーバなど機器に記録された情報について、当該機器の冗長化対策にかかわらず、必要に応じて定期的にバックアップを実施しなければならない。

県が管轄している業務システム(①～④)は、県のそれぞれの管轄部署によって頻度、世代数、保管先などの要件を定め、これに従ったバックアップを実施している。バージョンアップについても、管理部署の判断で随時実施されている。

東北農林専門職大学で利用する学務システム(⑤)は、バックアップ、バージョンアップをベンダーに委託しているが、それぞれの要件などを確認し、問題なく実施されていると判断した。

東北農林専門職大学附属農林大学校における学籍管理簿(⑥)は、県が管理しているイントラネット(inas)上に保管されており、県(DX推進課)の管理に依存しているが、こちらもバックアップ頻度や要件などを確認したところ問題なく実施されていた。

(3) 記録媒体の使用

東北農林専門職大学では、USBメモリの使用自体を禁止しており、データの共有(職員間、もしくは教員と生徒間)はクラウドシステム上で行うようなオペレーションになっている。

一方で、東北農林専門職大学附属農林大学校については、予め県の承認を得たUSBメモリで職員間、教員間でデータのやり取りがなされる場合がある。一方、教員と生徒間では承認を受けておらず暗号化などが施されていないUSBメモリでやり取りがなされることもある(その場合、ネットワークに接続されていない端末でやり取りをする)。この点、東北農林専門職大学が開学する前から行っている方法を踏襲して変更していないとのことだが、USBメモリを利用したデータのやり取りはデータの紛失や破損のリスクもある。東北農林専門職大学附属農林大学校でもクラウドシステムを利用する環境自体は整っているとのことなので、今後は東北農林専門職大学に倣い、データの共有はクラウドシステムを利用していくべきである。【指摘事項】

第7章 公立大学法人山形県立保健医療大学

第1 概要

1 施設・法人概要(令和7年4月1日現在)

団体名称	公立大学法人山形県立保健医療大学
所在地	山形市上柳 260 番地
設立年月日	平成 12 年4月
代表者	理事長 上月 正博
所管部署	健康福祉部 健康福祉企画課
資本金・出捐金 (県の割合)	2,941,881,000 円 (100%)
主な出資者	山形県
設立目的	地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、幅広い教養と豊かな知識と技術を持ち、専門職としての理念に基づき行動できる人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として保健医療に関する教育、研究の成果を地域に還元し、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的とする。
主な事業内容	山形県立保健医療大学の運営
情報公開(HP)	https://www.yachts.ac.jp/

2 沿革

平成9年4月	山形県立保健医療短期大学開設
平成 12 年4月	山形県立保健医療大学開設
平成 16 年4月	大学院博士前期課程開設
平成 21 年4月	公立大学法人移行
平成 29 年4月	大学院博士後期課程開設

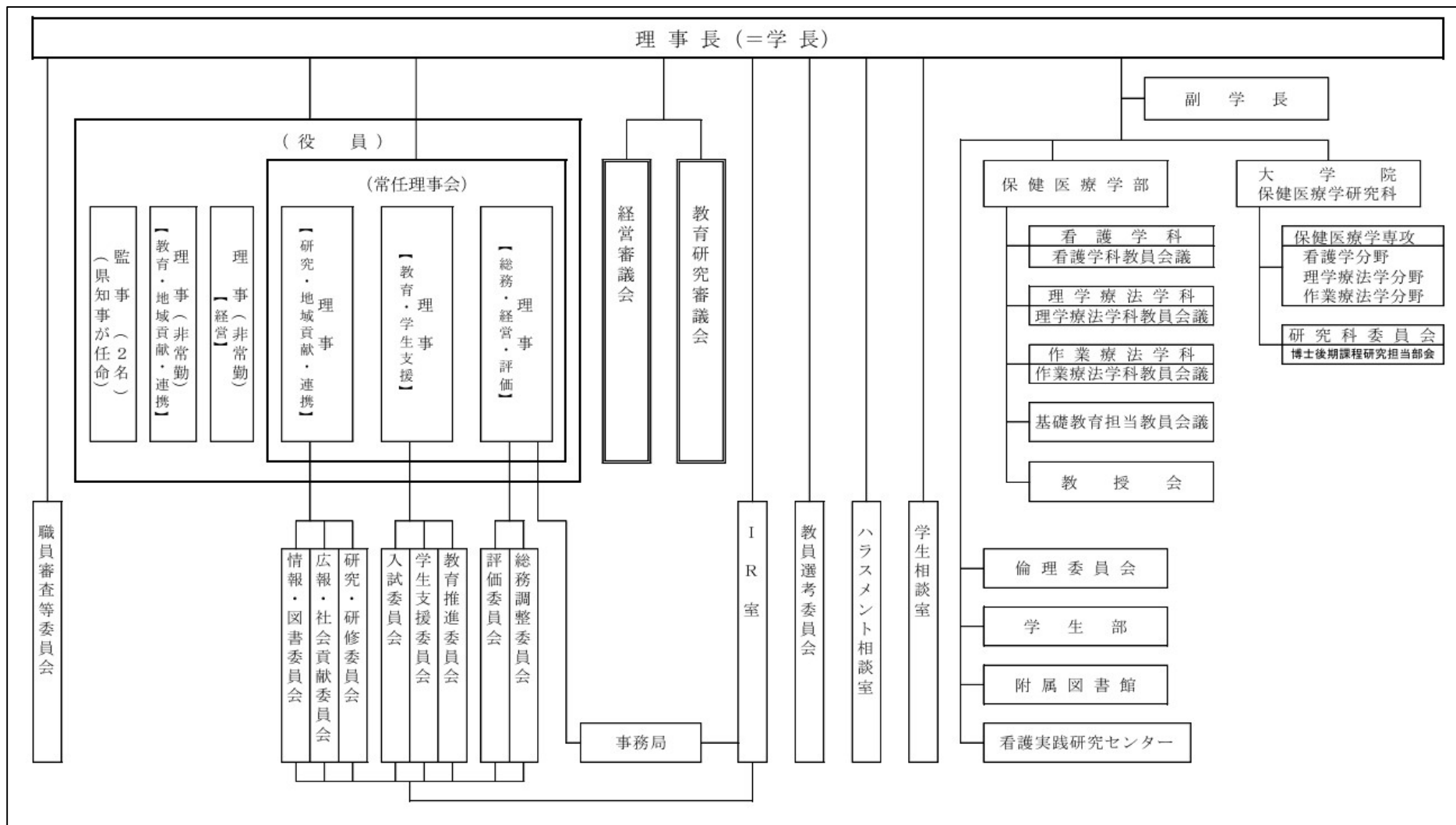
3 役職員の状況

(単位:人)

		R4 年度	R5 年度	R6 年度	
役員数	常勤		4	4	4
		うち県職員	1	1	1
		うち県 OB	—	—	—
	非常勤		4	4	4
		うち県職員	—	—	—
		うち県 OB	—	—	—

職員数	常勤		66	65	67
		うち県職員	7	7	8
		うち県OB	—	—	—
	非常勤		18	18	16
		うち県職員	—	—	—
		うち県OB	—	—	—
県職員計			7	7	8
県OB計			—	—	—
※評議員			—	—	—

4 組織図(令和7年4月1日現在)



5 県費の受入状況(決算額)

(単位:千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
補助金	5	952	208
負担金	—	—	—
出資(捐)金	2,941,881	2,941,881	2,941,881
受託金	—	—	—
借入金	—	—	—
減免額	—	—	—
その他	754,182	822,293	891,647

運営費交付金

※借入金及び出資金の金額は、各年度末の残高を記載している。

6 経営全般の概要

①在校生の推移(各年5月1日現在)

(単位:人)

区分	学科	定員 (学年)	令和4年度				合計	充足率	
			1年次	2年次	3年次	4年次			
医療大	看護学科	63	63	65	66	62	256	101.6%	
	理学療法学科	20	20	20	21	18	79	98.8%	
	作業療法学科	20	20	23	19	17	79	98.8%	
	合計	103	103	108	106	97	414	100.5%	
	令和5年度								
	学科	定員 (学年)	1年次	2年次	3年次	4年次	合計	充足率	
	看護学科	63	64	65	69	60	258	102.4%	
	理学療法学科	20	20	20	20	21	81	101.3%	
	作業療法学科	20	20	20	22	19	81	101.3%	
	合計	103	104	105	111	100	420	101.9%	
	令和6年度								
	学科	定員 (学年)	1年次	2年次	3年次	4年次	合計	充足率	
	看護学科	63	63	64	66	66	259	102.8%	
理学療法学科	20	20	20	20	20	80	100.0%		
作業療法学科	20	20	22	17	22	81	101.3%		
合計	103	103	106	103	108	420	101.9%		

②教職員の状況(令和6年4月1日現在)

(単位：人)

	山形県立保健医療 大学
常勤教員数	55
非常勤教員数	0
常勤職員数	14
非常勤職員数	0

③卒業後の進路(令和6年度卒業生)

(単位：人)

	山形県立保健医療 大学
卒業者数(人)	107
就職率(%)	100.0%
県内就職率(%)	49.5%
進学率(%)	100.0%
その他(%)	0.0%

④合格率と入学率(令和6年度入学)※推薦及び一般の合計で算定

(単位：%)

	山形県立保健医療 大学
受験者数	236
合格者数	94
入学者数	93
合格率	39.8%
入学率	39.4%

⑤入学料及び授業料

(単位：円)

	山形県立保健医療 大学
入学料(県内)	282,000
入学料(県外)	564,000
授業料(年額)	535,800

⑦財務情報(令和6年度決算)

(単位:千円)

区 分	予算額	決算額	差額 (決算-予算)	備 考
収入				
運営費交付金	909,256	891,647	△ 17,609	(注1)
補助金	150	208	58	
自己収入	275,038	285,725	10,687	
授業料等収入	261,759	268,202	6,443	
その他の収入	13,279	17,523	4,244	
受託研究等収入	8,751	7,046	△ 1,705	
目的積立金取崩	33,994	7,337	△ 26,657	
計	1,227,189	1,191,963	△ 35,226	
支出				
業務費	963,004	950,707	△ 12,297	
教育研究経費	233,340	212,318	△ 21,022	(注2)
人件費	729,664	738,389	8,725	(注3)
一般管理費	205,212	195,960	△ 9,252	(注4)
施設・設備整備費	50,222	48,348	△ 1,874	
受託研究等経費	8,751	6,214	△ 2,537	
計	1,227,189	1,201,229	△ 25,960	

(出典:「令和6年度決算報告書」より抜粋)

第2 管理全般

1 実施した手続き

概要ヒアリングを実施し、法人の概要を把握するとともに、入手した資料を閲覧し、経営管理状況や財務状況、財産管理を確認した。貸借対照表上の固定資産について、台帳の整備状況を確認した上で、令和6年度末時点の残高の正確性の検証を行った。

2 概要

(1)公有財産

法人から入手した公立大学法人山形県立保健医療大学の公有財産台帳における財産概要は下表の通りである。

表:公有財産一覧

(単位:千円)

種類	種目:その他	所在地	面積(m ²)	公有財産価額
土地	大学敷地	山形市上柳260番1	55,782.00	1,266,300
	職員宿舎敷地	山形市落合町字千歳55番1、2	3,504.99	94,600
		合計	59,286.99	1,360,900
建物	校舎	山形市上柳260番1	15,176.54	1,436,500
	(内訳)	校舎	13,926.44	

		体育館	1,151.02	
		車庫等	99.08	
	職員宿舎	山形市落合町字千歳55番1、2	1,658.02	144,481
		合計	16,834.56	1,580,981

(2) 貸借対照表上の資産

法人から入手した公立大学法人山形県立保健医療大学の令和6年度決算書における貸借対照表上の資産価額は下表の通りである。

表:貸借対照表上の資産(令和7年3月末日) (単位:千円)

資産名	固定資産台帳登録件数	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額
土地	3	1,360,900	—	1,360,900
建物	28	※ 1,711,551	850,134	861,416
工具器具備品(リース資産含む)	■207	713,920	567,846	146,074
図書	★138	312,215	—	312,215
美術品・收藏品	◎0	1,750	—	1,750
車両運搬具	2	5,191	3,644	1,546
ソフトウェア	■2	—	—	60,458
電話加入権	◎0	—	—	9
投資その他資産	—	—	—	8
現金及び預金	—	—	—	291,992
未収金	—	—	—	4,877

※建物の取得価額が公有財産台帳と一致しない部分は、移管後に取得した附属設備130,570千円が加算されているためである。

■工具器具備品及びソフトウェアについては、固定資産台帳への登録はリース資産を除いているとのことであった(この点、3監査結果(2)参照)。

★図書については、外部資金が財源の図書のみ固定資産台帳に登録されているとのことであった(この点、3監査結果(1)参照)。

◎美術品・收藏品、電話加入権については、固定資産台帳に登録されていなかった。

(3) 財産関連規程

公立大学法人山形県立保健医療大学における財産に関連する規程は次のとおりである。

- ・公立大学法人山形県立保健医療大学会計規則
- ・公立大学法人山形県立保健医療大学会計規則実施規程

- ・公立大学法人山形県立保健医療大学固定資産管理規程
- ・公立大学法人山形県立保健医療大学固定資産貸付規程

(4) 財産関連台帳

公立大学法人山形県立保健医療大学における財産に関連する台帳は次のとおりである。

- ・公有財産台帳
- ・固定資産台帳
- ・図書台帳
- ・美術品台帳

3 監査結果

(1) 図書の貸借対照表価額について

令和6年度の決算書を入力し、貸借対照表の固定資産につき関連する台帳を入力したところ、以下の通り図書について貸借対照表価額と台帳合計額との不一致を検出した。

固定資産台帳※	図書台帳	合計	貸借対照表
138 件	77,329 件	77,467 件	—
452,851 円	311,727,536 円	312,180,387 円	312,215,911 円
	差異	35,524 円	

※固定資産台帳に登録されている書籍は「科研費等の外部資金財源」で購入したものであり、図書管理システムに登録されている書籍は「運営費交付金財源」により購入したもののことであった。

この差異について法人による調査が行われ、次のとおり報告を受けた。

【今年度以前の図書原簿と BS 図書(図書館管理分)の状況】

- ・R6 年度末の図書原簿(図書管理システムから出力)と R6 年度末 BS 図書(図書館管理分)の金額に差異があったため、過去の状況を含め原因を調査した。
なお、図書の除籍に関する資料の保存年限は5年であり、遡ることが可能な令和元年度までの状況を確認した。
- ・図書管理システムに除籍入力をした時点で、同システムの図書原簿から除籍図書のデータは削除される。したがって、各年度末時点の図書原簿に当該年度の次年度以降に除籍した図書を加えた額が当該年度末時点の図書原簿の推計値(③)となる。
- ・③と BS 図書(図書館管理分)(④)は少なくとも一定の差異(本来は差異なし)となるべきであるが、このたび確認したところ、年度ごとずれ幅が異なる差異があることが判明した(⑤)。

年度	図書原簿			BS 図書(図書館管理分)(④)	差引(本来0になるべき値)(⑤=③-④)
	各年度末時点の図書原簿(①) (除籍額は除く)	除籍リスト(②)	図書原簿推計値(③=①+次年度以降の②の計)		
R1	295,579,918	780,263	299,815,058	299,912,545	-97,487
R2	299,608,420	849,781	302,993,779	303,104,191	-110,412
R3	303,572,331	788,278	306,169,412	306,283,388	-113,976
R4	307,009,534	802,263	308,804,352	308,923,296	-118,944
R5	309,355,758	908,262	310,242,314	310,277,838	-35,524
R6	311,727,536	886,556	311,727,536	311,763,060	-35,524

【ずれの要因】

(1)増加側の処理

- ・図書原簿の各年度の前年度からの増加額(除籍された図書を調整したもの)(⑧)と各年度の決算処理時の購入・寄贈リストの額(⑨)を比較したところ、ずれがあることが判明した(⑩)。
- ・その要因は年度内に図書を全て登録できず、日付(年度)を遡及して図書管理システムに図書登録している場合があり、決算時は前年度BS図書の額に期中の購入、寄贈、除籍の額を差引し算出しており、当該額は決算に反映されないため、図書原簿と決算額に差が生じていたものである。
- ・遡及登録した図書は⑪のとおりであり、当該図書を加味して検証したところ、ずれは解消した(⑫)。

年度	図書原簿(①)の前年度からの増加額(⑥)	うちR6時点で除籍された図書の額(⑦)	図書原簿 前年度からの増加額(除籍図書を加味)(⑧=⑥+⑦)	決算処理時の購入・寄贈リストの額(⑨)	差引(⑩=⑧-⑨)	遡及登録(⑪)	差引(⑫=⑩-⑪)
R1	3,199,006	243,478	3,442,484	3,433,763	8,721	8,721	0
R2	4,028,502	16,885	4,045,387	4,041,427	3,960	3,960	0
R3	3,963,911	3,762	3,967,673	3,967,475	198	198	0
R4	3,437,203	26,858	3,464,061	3,442,171	21,890	21,890	0
R5	2,346,224	0	2,346,224	2,262,804	83,420	83,420	0
R6	2,371,778	0	2,371,778	2,371,778	0	0	0

(2)減少側の処理

- ・図書紛失に伴う除籍の手続き及び教員の異動に伴う外部資金で購入した図書の除籍の手続きが図書管理システムのみで行われ、除籍リストに計上されなかったため、BS 図書(図書館管理分)に反映されなかったものがあることが判明した。
- ・除籍リストに計上されなかった図書(⑬)を加味して検証したところ、ずれは解消した。

年度	ずれの要因		図書原簿補正值 (⑭)＝③＋当該年度の次年度以降の⑬の計－当該年度以降の⑦の計)	BS 図書(図書館管理分)補正值 (⑮)＝④－当該年度以前の⑩の計＋同⑬の計)	補正後の差引(⑯)＝⑭－⑮)
	図書館で過年度に登録した図書(⑩)	図書館で除籍したものの、除籍リストに計上しなかった図書(⑬)			
R1	8,721	1,496	299,955,520	299,919,770	35,750
R2	3,960	0	303,151,126	303,115,376	35,750
R3	198	1,696	306,328,825	306,293,075	35,750
R4	21,890	0	308,990,623	308,954,873	35,750
R5	83,420	26,735	310,401,850	310,366,100	35,750
R6	0	159,536	311,727,536	311,691,786	35,750

法人では差異の原因について、次の3点を決算値に反映できなかったためと考えている。

- ①年度内に図書を全て登録できず、日付(年度)を遡って図書管理システムに図書登録しているものがある。
- ②図書紛失に伴う図書の除籍の手続きが図書管理システムのみで行われ、除籍リストに計上されなかったものがある。
- ③教員の異動に伴う外部資金で購入した図書の除籍の手続きが図書管理システムのみで行われ、除籍リストに計上されなかった。

この補足として、法人は次のように考えている。

- ①については、決算が終了した後に図書館職員が年度を遡って図書管理システムに図書を登録したため、決算値に反映されなかったもの。
- ②、③については、図書館職員が除籍リストを毎年度作成し、その額を事務局が決算値に反映させているが、除籍リストに計上漏れがあったため、決算値に反映されなかったもの。

さらに、法人では今後の対応として、次のとおり考えている。

- ・監査法人に対応方法を相談し、令和7年度決算において差異を解消することとする。
- ・差異が生じた原因は、図書館での図書管理システムへの登録内容が事務局に正確に伝わらなかったことによるものであり、今後、処理のルールを明確化するとともに、決算時に

において、期中の増減の確認に加え、決算期末時点の図書原簿を出力し、BSの金額と突合し、一致していることを確認することとする。

法人では、図書について固定資産台帳(財務会計システム)と図書管理システムとの2つのシステムにて管理しており、その貸借対照表期末残高は2つのシステムの図書残高を合算して算出しているとのことであった。この場合、固定資産台帳(財務会計システム)登録の図書と図書管理システムの図書が重複したものが混在するリスクがあると考ええる。

この点、公立大学法人山形県立保健医療大学固定資産管理規程では、固定資産台帳について次のとおり規定されており、有用な固定資産台帳の整備を求めている。

「公立大学法人山形県立保健医療大学固定資産管理規程」より抜粋

第7条(固定資産台帳の整備) 資産管理責任者は、次の各号により固定資産台帳を整備しなければならない。

- (1) 別に定める資産区分及び資産管理番号により整理すること。
- (2) 固定資産の取得、異動及び処分等を明確にするため、随時記録すること。
- (3) 必要に応じて図面、写真等を整備すること。

この規定は固定資産台帳を整備することにより、法人にとって重要な資産である固定資産について(1)科目区分ごとに、かつ個別資産ごとに把握することを可能とした上で、(2)その取得、保有、異動、処分時の記録が明確となることを目的としたものであり、この固定資産台帳において固定資産を網羅的に把握管理されていれば、貸借対照表計上額の正確性に繋がることを意図しているものと考ええる。

図書について異なる2つの台帳で管理することは、この規定の意図に合致するものとは考えられず、図書管理システムで一元管理することにより網羅的に管理した上で期末残高を正確に把握できる体制が望ましいものと考ええる。

また、法人では、図書を除却する際に図書管理システムにおいて該当するデータそのものを抹消する事務を行っているとのことであった。この事務は、除却のみならず購入・受贈も含めた過去の処理を遡ることができない点から、前出公立大学法人山形県立保健医療大学固定資産管理規程第7条(固定資産台帳の整備)第1項(2)の目的に合致していない。また、紛失等して一旦除却処理した図書がその後再度見つかった場合には、購入時に遡って請求書等を発見した上で図書のデータを再入力する必要があり実務として現実的ではない点からも、公務実務における3Eの観点に照らして適切な処理といえない。

したがって、図書管理システムの除却処理について、登録データを抹消するのではなく、今後はシステム内の「除籍データ入力」メニューにより入力すべきであり、図書の取得、除却及び期末残高をいつでも把握できるという、公立大学法人山形県立保健医療大学固定資産管理規程第7条(固定資産台帳の整備)第1項(2)の目的に合致した処理を行う必要がある。【指

【摘事項】

さらに、公立大学法人山形県立保健医療大学固定資産管理規程では、固定資産の報告について次のとおり規定されており、毎会計年度末における管理状況等の報告を求めている。

「公立大学法人山形県立保健医療大学固定資産管理規程」より抜粋

第 19 条(報告)資産管理責任者は、毎会計年度末における固定資産の管理状況等について、報告書を作成し、会計責任者に報告しなければならない。

一方で、法人では前述の図書管理システムの問題以前に、図書の登録等の手続きが年度を遡及して行う事務が常態化しており、決算時に提出した図書管理システム残高は当該年度に購入した図書の一部が登録されていない網羅性に欠けた残高での報告となっていたと推定され、上記規定の趣旨と合致しない。

以上より、図書管理システムの期末残高が不正確となる事務が行われている点、また、財務会計システムと図書管理システムとの間で重複している図書が混在するリスクがある点を考慮すると、2つのシステムにおける期末残高の合算額をそのまま貸借対照表価額としている現行の事務は妥当とはいえない。【指摘事項】

法人は、図書についていつでも正しい残高が把握できる事務を行い、正確な期末残高を貸借対照表に計上すべきである。そして、その前提として図書管理システムの運用につき規程を整備した上で、すべての図書について図書管理システムにおいて一元的に管理し、年度を遡ってその取得、除却及び期末残高を検証できる体制を整える必要がある。【意見】

(2)リース資産の台帳登録について

令和6年度の決算書入手し、貸借対照表の固定資産につき関連する台帳入手したところ、以下の通り工具器具備品とソフトウェアについて台帳との不一致を検出した。

(単位:千円)

資産名	貸借対照表価額	固定資産台帳残高	差異
工具器具備品	146,074	131,549	14,524
ソフトウェア	60,458	50,714	9,744

この差異につき、法人はリース資産について個別の精算表があり、この精算表における期末残高を固定資産台帳の期末残高に合算して貸借対照表価額としているとのことであったが、以下の通り貸借対照表価額である期末帳簿価額は一致するものの、工具器具備品につき取得価額及び減価償却累計額が一致しない。当該差異は、リース期間が到来済みのリース契約2件について、除却処理が漏れていることによるものである。

(単位:千円)

【工具器具備品】	取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
固定資産台帳	655,685	524,135	131,550
リース資産①	27,277	13,638	13,638
リース資産②	2,200	1,313	886
合計	685,161	539,087	146,074
貸借対照表	713,920	567,846	146,074
差異	28,758	28,758	—

【ソフトウェア】	取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
固定資産台帳	(67,515)	(16,801)	50,714
リース資産①	(12,434)	(6,217)	6,217
リース資産②	(8,756)	(5,229)	3,526
合計	(88,706)	(28,248)	60,458
貸借対照表	—	—	60,458

法人では、リース資産をリース取引に関する会計基準における原則法により処理している。そのため、支払利息の計算が必要であり手計算を要することを理由に固定資産台帳登録をしていないとのことだが、リース資産の利息計算と固定資産の台帳登録はそれぞれ独立した手続きであり、これをもって固定資産台帳への登録を行わない理由とはならないものとする。また、当該リース資産については既に精算表が作成されており、各リース資産について精算表上で取得価額相当額が算定済であることから、この価額をもって固定資産台帳への登録を行うことは手続きとして容易と考える。

この点、公立大学法人山形県立保健医療大学固定資産管理規程では、固定資産台帳について次のとおり規定されており、固定資産台帳の整備を求めている。

「公立大学法人山形県立保健医療大学固定資産管理規程」より抜粋
第7条(固定資産台帳の整備) 資産管理責任者は、次の各号により固定資産台帳を整備しなければならない。
(1)別に定める資産区分及び資産管理番号により整理すること。
(2)固定資産の取得、異動及び処分等を明確にするため、随時記録すること。
(3)必要に応じて図面、写真等を整備すること。

この規定は固定資産台帳を整備することにより、法人にとって重要な資産である固定資産について(1)科目区分ごとに、かつ個別資産ごとに把握することを可能とした上で、(2)その取得、保有、異動、処分時の記録が明確となることを目的としたものであり、この固定資産台帳

において固定資産を網羅的に把握管理されていれば、貸借対照表計上額の正確性に繋がることを意図しているものと考えらる。

法人は、リース資産についても固定資産台帳への登録を行い、すべての資産について把握管理が可能となる台帳整備を行った上で、貸借対照表価額の正確性を担保する必要がある。【意見】